

太田市事務専決規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和8年3月30日

太田市長 穂積昌信

太田市訓令第2号

太田市事務専決規程の一部を改正する訓令

太田市事務専決規程（平成17年太田市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第9条ただし書中「企画部長」を「おおた未来戦略部長」に改める。

別表第1中「人事課長（宿泊を伴うもの）」を削り、「企画部長」を「おおた未来戦略部長」に改める。

別表第2のうち第2号の表10の項中「広報課長」を「広報ブランド課長」に、「企画部長」を「おおた未来戦略部長」に改める。

別表第4のうち第2号の表中「企画部」を「おおた未来戦略部」に改め、同表企画政策課の部中「企画政策課」の次に「(マーケティング戦略室を含む。）」を加え、同部10の項を削る。

別表第4のうち第2号の表中「おおたPR戦略課」の部を削り、同表行革推進課の部を次のように改める。

行政マ ネジメ ント課	1	マネジメントシステムに係る事務		○				
	2	事務の効率化に関する事務		○				
	3	組織及び事務管理に関する事務		○				
	4	地方分権の推進に関する事務		○				
	5	公共施設等総合管理計画に関する事務		○				
	6	市有財産の利活用に関する事務		○				

	7 市有建築物の保全の総合調整に関する事務		○				
--	-----------------------	--	---	--	--	--	--

別表第4のうち第2号の表中「コンプライアンス推進室」を「コンプライアンス推進課」に改め、同表情報管理課の部を削り、同表広報課の部を次のように改める。

広報ブランド課	1 広報誌等の編集及び発行		○				
	2 市政情報に係る事務				○		
	3 市の決定方針及び計画に基づくニュースの報道機関				○		
	4 シティプロモーションの推進に関する事務		○				
	5 ふるさと納税に関する事務		○				

別表第4中第12号の表を第13号の表とし、第11号の表を第12号の表とし、第10号の表農業政策課の部中7の項及び8の項を削り、同表を第11号の表とする。

別表第4のうち第9号の表産業政策課の部中「産業政策課」を「産業ミライ推進課」に改め、同表観光交流課の部を次のように改める。

観光プロモーション課	1 観光事業の企画宣伝				○		
	2 観光施設の管理運営				○		
	3 国内都市交流に係る事務		○		軽易なもの		
	4 観光資源の発掘及び発信に係る事務		○		軽易なもの		
	5 観光行事の実施に係る事務		○		軽易なもの		
	6 eスポーツに係る事務		○		軽易なもの		

別表第4中第9号の表を第10号の表とし、第8号の表を第9号の表とする。

別表第4のうち第7号の表こども課の部中11の項を削り、同表子育てそうだん課の部中「子育てそうだん課」を「こども家庭センター」に改め、同表社会福祉法人監査室の部中「社会福祉法人監査室」を「監査指導課」に改め、同表を第8号の表とする。

別表第4のうち第6号の表中「スポーツ振興課」を「スポーツのまち推進課」に改め、同表を第7号の表とする。

別表第4中第5号の表を第6号の表とする。

別表第4のうち第4号の表市民そうだん課の部を次のように改める。

市民そうだん課	1 広聴に係る事務		○		軽易なもの		
	2 相談に係る事務		○		軽易なもの		
	3 人権同和行政に係る事務		○		軽易なもの		
	4 男女共同参画の計画推進		○		軽易なもの		
	5 消費者行政に係る事務		○		軽易なもの		
	6 民間非営利団体の推進				○		
	7 市民憲章の推進				○		

別表第4のうち第4号の表交通対策課の部中「交通対策課」を「地域モビリティ戦略課」に改め、同表を第5号の表とする。

別表第4のうち第3号の表管財課の部を次のように改める。

管財課	1 市庁舎及び南庁舎設備の維持管理				○		
	2 管理物品の出納命令				○		
	3 災害共済及び自動車損害賠償保険等の加入の決定及び契約				○		
	4 庁内案内				○		
	5 主管に属する自動車の配車及び管理				○		

別表第4中第3号の表を第4号の表とし、第2号の表の次に次の1表を加える。

(3) デジタル戦略部

所管	専決事項\専決区分	副市長	部長	副部長	課長	係長	合議
デジタル戦略課	1 情報化の普及・啓発に係る事務				○		
	2 市のデジタル化の推進に係る事務		○		軽易なもの		

	3 プログラミング学校に係る事務				○		
情報システム課	1 情報システムに係る事務		○		軽易なもの		
	2 情報センター施設の利用に係る事務				○		

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。